

知多市指名停止及び指名見合せ取扱要領

改正 平成31年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、知多市指名審査会設置要綱第8条の規定により不正契約者等、不誠実な行為をなした業者の指名停止及び指名見合せの取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 有資格者 知多市における一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者をいう。
- (2) 工事等 工事又は製造の請負、物件の買入れ、その他をいう。
- (3) 指名停止 一定の要件に該当するため、工事等を受注させるのにふさわしくない有資格者について、一定の期間を定め、一般競争入札及び指名競争入札の対象から除外する措置をいう。
- (4) 指名見合せ 一定の要件に該当する疑いがあると認められ、工事等を受注させるのにふさわしくない有資格者について、一定の期間を定め、一般競争入札及び指名競争入札の対象から除外する措置をいう。
- (5) 指名停止等 指名停止及び指名見合せをいう。

(指名停止等の決定)

第3条 指名停止等は、知多市指名審査会（以下「審査会」という。）で審査し、市長が決定する。

(指名停止の要件及び期間)

第4条 有資格者が別表第1に掲げる措置要件（以下「指名停止措置要件」という。）のいずれかに該当するときは、当該有資格者に対して当該別表に定める期間について指名停止を行う。

(下請負人に関する指名停止)

第5条 前条の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下

請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行う。

(指名停止期間の特例)

第6条 有資格者が一の事案により指名停止措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の最も長いものをもって当該有資格者に対する指名停止期間とする。

2 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間は、第4条の規定により定めるそれぞれの期間の2倍とする。

(1) 指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、新たに指名停止措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第1中、2贈賄及び3不正行為等(1)ア、イ、ウに係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、新たに当該指名停止措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)

(3) 指名停止すべき事案について、極めて悪質な事由があり、又は極めて重大な結果を生じさせたとき。

3 指名停止すべき事案について情状酌量すべき特別の事由があるため、第4条及び前2項の規定による指名停止の期間を短縮する必要があるときは、指名停止の期間を当該期間の2分の1まで短縮することができる。

(指名停止期間の変更)

第7条 指名停止の期間中の有資格者が次の各号に該当することとなったときは、当該有資格者に課している指名停止の期間を当該各号に定めるところにより短縮し、又は延長することができる。

(1) 情状酌量すべき特別の事由が明らかとなったとき 2分の1まで

(2) 極めて悪質な事由が明らかとなったとき 2倍

(指名停止の解除)

第8条 指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格者について指名停止を解除する。

(指名見合せ)

第9条 有資格者が、別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当

該有資格者に対して当該別表に定める期間について指名見合せを行う。

2 第5条から第6条第1項、第6条第3項及び第8条の規定は、前項の指名見合せについて準用する。

3 指名見合せの期間は、当該事案の指名停止期間に通算することができる。

(指名の取消し)

第10条 指名停止等を行った場合において、当該指名停止等に係る有資格者を現に指名しているときは、当該指名を取り消す。

(指名停止等の通知)

第11条 指名停止等を行い、指名停止等の期間を変更し、又は指名停止等を解除したときは、次の各号により、遅滞なく当該有資格者に対し通知する。

- (1) 指名停止決定通知書（第1号様式）
- (2) 指名停止期間変更通知書（第2号様式）
- (3) 指名見合せ決定通知書（第3号様式）
- (4) 指名見合せ期間変更通知書（第4号様式）
- (5) 指名停止等解除通知書（第5号様式）

2 前項の規定により指名停止等の通知をする場合、必要に応じ改善措置の報告を徴することができる。

(随意契約の相手方の制限)

第12条 指名停止等の期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない理由があり、あらかじめ審査会の承認を得たときはこの限りでない。

(下請等の禁止)

第13条 指名停止等の期間中の有資格者が、本市の契約に係る工事等の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止等に至らない事由に関する措置)

第14条 指名停止等を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面若しくは口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(関係課等への通知)

第15条 指名停止等を行い、指名停止等の期間を変更し、又は指名停止等を解除

したときは、その旨を各課等の長に通知する。

(事実調査等)

第16条 有資格者が指名停止措置要件又は指名見合せ措置要件に該当するとの情報を得たときは、指名審査会事務局は、関係者及び官公庁等に照会し、調査する。

(記録)

第17条 指名停止等を行い、指名停止等の期間を変更し、又は指名停止等を解除したときは、その決定内容を書面により記録しなければならない。

(指名停止等の公表)

第18条 第3条の規定に基づき指名停止等を決定した場合は、これを公表するものとする。

(公表事項)

第19条 前条の規定により公表する指名停止等に関する事項は、業者名、所在地、代表者、期間及び理由とする。

(公表の方法等)

第20条 前条に規定する指名停止等に関する事項の公表の方法は、指名停止決定調書(第6号様式)又は指名見合せ決定調書(第7号様式)を閲覧に供する方法により行うものとする。ただし、指名停止等決定後7日を経過する日までの間は、掲示することにより行うものとする。

2 前項に規定する閲覧に供する場所は総務部財政課とし、掲示する場所は市役所2階入札情報掲示板とする。

(公表の期間)

第21条 第18条の規定により公表した事項については、公表した日の翌日から起算して1年間を経過する日まで閲覧に供するものとする。

(雑則)

第22条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて審査会において定める。

附 則

- 1 この要領は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 改正後の知多市指名停止及び指名見合せ取扱い要領の規定は、この要領の施行

の日以後に指名停止等の決定を受けた有資格者について適用し、同日前に指名停止等の決定を受けた有資格者については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成15年5月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の知多市指名停止及び指名見合せ取扱い要領の規定は、この要領の施行の日以後に指名停止等の決定を受けた有資格者について適用し、同日前に指名停止等の決定を受けた有資格者については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。